

羽曳野市幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集に係る質問及び回答

質問 No.	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	頁	項目		
1	募集要項	2	3 応募資格・条件(1)①	法人吸収合併により、合併の相手法人の認可保育所が当法人の施設となりました。法人合併前の、相手法人の当該施設の運営期間は、当法人の「認可保育所の運営期間」に含めることは可能でしょうか。	差し支えありません。
2	物件明細	-	地積	敷地について測量中とありますが、測量図の公開予定日をご教示ください。また、座標値もあわせて公開いただけますでしょうか。	8月18日時点において、一部測量が終了していないため、測量図、座標値の公開日が確定次第、市ウェブサイトへ掲載するとともに、現地見学会参加事業者へ個別にお知らせします。 なお、現時点での参考図書は、こども保育課窓口で閲覧可能です。
3	応募申込書 (様式第2号)	-	1 事業者共通 (提出番号14 当該募集に対する応募申込みを議決した役員会等の会議録の写し)	該当内容の抜粋議事録を提出でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
4	応募申込書 (様式第2号)	-	1 事業者共通 (提出番号17 管理規程)	どのような規程を指しますか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)に定められている施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)等を指します。認可外保育施設の場合は、それに準ずるもので施設の管理・運営状況が記載されている規程を指します。
5	応募申込書 (様式第2号)	-	1 事業者共通 (提出番号19 職員配置規程)	どのような内容を記載した規程を指しますか。該当内容を記載した規程が無い場合は、規程(案)を提出してよろしいでしょうか。	職員の職種、員数等の職員配置状況がわかる内容を記載した規程を指します。職員配置規程がない場合で、別の規程(運営規程、就業規程等)に同内容の記載がある場合は、当該規程を提出してください。
6	応募申込書 (様式第2号)	-	3 社会福祉法人 (提出番号43 法人及び代表者の国税及び地方税の未納の税額がないことの証明書)	原本提出でしょうか。法人分は、法人本部分のみを提出、または全拠点分を提出のどちらでしょうか。全拠点分を提出の場合は、拠点数が多いため応募申込の期日までに取り寄せが間に合わない可能性があります。応募申込期日後に、証明書を後日提出することは可能でしょうか。	・原本証明を付した写しでも可とします。 ・法人本部分の証明書のみ提出で差し支えありません。
7	応募申込書 (様式第2号)	-	3 社会福祉法人 (提出番号44 預金残高証明書)	原本提出でしょうか。法人本部分のみを提出、または全拠点分を提出のどちらでしょうか。全拠点分を提出の場合は、取引銀行数および口座数が多いため応募申込の期日までに取り寄せが間に合わない可能性があります。応募申込期日後に、残高証明書を後日提出することは可能でしょうか。	・原本証明を付した写しでも可とします。 ・取引銀行が複数ある場合は、全ての残高を記載した任意形式の一覧表を作成のうえ、法人本部分の残高証明書と併せて期日までに提出してください。その後、審査の状況により、追加で証明書を求める可能性があります。 なお、複数の金融機関から残高証明書を取得し、提出することを妨げるものではありません。
8	応募申込書 (様式第2号)	-	3 社会福祉法人 (提出番号45 借入金残高証明書)	原本提出でしょうか。法人本部分のみを提出、または全拠点分を提出のどちらでしょうか。銀行から借入の場合は、借入金残高が預金残高証明書内に記載されます。こちらについても、全拠点分を提出の場合は、取引銀行数および口座数が多いため応募申込の期日までに取り寄せが間に合わない可能性があります。応募申込期日後に、借入金残高証明書(残高証明書)を後日提出することは可能でしょうか。	・原本証明を付した写しでも可とします。 ・取引銀行が複数ある場合は、全ての残高を記載した任意形式の一覧表を作成のうえ、法人本部分の残高証明書と併せて期日までに提出してください。その後、審査の状況により、追加で証明書を求める可能性があります。 なお、複数の金融機関から残高証明書を取得し、提出することを妨げるものではありません。
9	応募申込書 (様式第6号)	-	3 施設等配置予定図	施設の平面図、立面図、位置図の添付が必要と認識しておりますが、これらの図面を作成するためには敷地求積図が必要となります。つきましては、敷地求積図のご準備時期について、差し支えなければご教示いただけますでしょうか。	質問No.2の回答のとおり。
10	応募申込書 (様式第8号の2)	-	-	財務に関する指標について、新設法人で応募する場合に、令和6年度までの状況を示すことができないが、当該書類については不要となりますか。	新設法人で応募する場合、理事長予定者が法人等を運営(経営)している場合には、当該法人等の状況を記載してください。その他の場合は、当該書類については不要です。

質問 No.	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	頁	項目		
11	応募申込書 (様式第8号の2)	-	2 新規開始事業後に借入金を一括返済した場合の現預金残高	現預金残高の算定時点について 新規事業開始後に借入金を一括返済した場合の現預金残高についてですが、当法人では令和6年度の決算書類が最新のものとなっております。開園は令和9年4月を予定していると認識しておりますが、令和7年3月31日時点の現預金残高をもとに算定しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
12	応募申込書 (様式第8号の2)	-	4 既存事業に対する新規事業の規模	新規事業の規模算定について 既存事業に対する新規事業の規模(収入・人件費)についても、現時点での決算情報をもとに算出して問題ないか、ご確認いただけますと幸いです。	差し支えありません。
13	応募申込書 (様式第8号の2)	-	9 地代家賃比率	地代家賃比率について 開園予定地につきましては、市より有償譲渡いただく予定と認識しております。その場合、様式内A51セルの地代家賃比率については「0」と入力してもよろしいでしょうか。	市有地を活用する場合は、差し支えありません。ただし、市有地以外に別途駐車場等を借りる場合は、記載してください。
14	応募申込書 (様式第8号の2)	-	10 リース契約・割賦契約	リース契約・割賦契約の記載方法について 当法人では保育施設に加え、高齢者施設も多数運営しており、車両やAED、マット等、多数のリース契約を締結しております。契約件数は数百に上るため、個別に記載するのではなく、「車両」「AED」「マット」などの項目ごとにまとめて記載する形でも問題ないでしょうか。なお、その場合、契約期間や残額の算出が困難なケースもございますが、どのように対応すべきかご指示いただけますと幸いです。	項目ごとの記載で差し支えありません。別途一覧表で対応いただくことも可とします。契約期間等算出が困難な箇所については、算出困難と記載してください。
15	応募申込書 (様式第9号)	-	-	文字数に制限があり、内容を書ききれない場合、「別添資料参照」とすることは可能でしょうか。	様式の指定通りに記載してください。